

大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

大泉町長 村 山 俊 明

大泉町条例第 2 0 号

大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

大泉町都市計画税条例の一部を改正する条例

大泉町都市計画税条例（昭和４１年大泉町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

附則第１２項中「、第１５条の３」の次に「、第１５条の１１第１項」を、「第１５条の３まで」の次に「、第１５条の１１第１項」を加える。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の大泉町都市計画税条例の規定は、令和８年４月１日以後に取得された法附則第１５条の１１第１項に規定する家屋に対して課すべき令和９年度以後の年度分の都市計画税について適用する。